

■ 2027年度の介護保険制度改革検討事項（第9期計画改正からの継続検討事項）

◆ 利用者負担の見直し

2022年に行われた後期高齢者医療における患者負担割合の見直し等を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担も原則2割とすることや2割負担の対象範囲の拡大を図ること、現役世代との均衡の観点から現役世代並み所得（3割）等の改定を図る必要があると検討されています。

◆ ケアマネジメントの利用者負担の導入

居宅介護支援（ケアマネジメント）については、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から、利用者負担をとらない例外的取扱いがなされてきました。

しかしながら、介護保険制度創設から20年を超えサービス利用が定着し、他のサービスでは利用者負担があることを踏まえれば、利用者負担を導入することが当然であると検討されています。

また、居宅介護支援事業所の約9割が他の介護サービス事業所に併設しており、「法人・上司からの圧力により、自法人のサービス利用を求められた」という経験を見聞きしたケアマネジャーが約4割いるなど、サービス提供に公正中立性の問題が存在することから『介護報酬のために福祉用具だけを位置付けているサービスの報酬を減らす』ことも議論に挙げられています。

◆ 要介護1・2のサービスの一部を地域支援事業へ移行

要介護1・2の訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行を検討し、生活援助型サービスをはじめとして、全国一律の基準ではなく地域の実情に合わせた多様な人材・多様な資源を活用したサービス提供を可能にすべきであるという議論が進んでいます。